

# 小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の 認定に関する規則

制 定 平成 31 年 2 月 6 日

最終改正 令和 5 年 2 月 15 日

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校学則(昭和 40 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)

第 14 条第 2 項の規定に基づき、小山工業高等専門学校における成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定について定めることを目的とする。

## 第 2 章 試 験

(定期試験及び中間試験)

第 2 条 定期試験は、各学期の学期末に期日を定め、一斉に行うことを原則とする。

2 定期試験は、講義・演習科目は原則として実施するものとし、平素の成績で評価できる科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

3 必要のある科目については、各学期の中間に中間試験を行うことがある。

(追試験)

第 3 条 病気その他やむを得ない事由により定期試験及び中間試験の全部又は一部を受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、直ちに別記様式の追試験願を学級担任及び科目担当教員を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 学則第 24 条による出席停止、忌引、災害、交通機関の不通又は校長が特に認めた事由による追試験の成績は、最高点を 100 点とする。

4 前号に掲げたものを除く事由による追試験の成績は、最高点を 80 点とする。

(再試験)

第 4 条 学年成績で 40 点以上 60 点未満の科目がある者に対しては、原則として再試験を行う。

ただし、第 6 条に該当する者及び 4 分の 1 を超えて欠課した科目の再試験は認めない。

2 再試験の点数が 60 点以上の場合、当該科目の学年成績の評価を 60 点とする。

(受験しなかった者の措置)

第 5 条 正当の理由がなく試験を受けなかった者又は懲戒処分のため試験を受けなかった者の当該科目の試験の成績は、0 点とする。

(不正行為の措置)

第6条 試験中に不正行為を行った者については、その時間以降の受験を停止させ、当該試験期間中の全科目の成績を0点とする。また、それ以降に実施する当該年度の全ての再試験科目について、その受験資格を失う。

2 校長は学則第37条の規定により、前項の者を懲戒することができる。

### 第3章 学業成績の評価及び単位修得の認定

(学業成績の評価)

第7条 学業成績は、科目ごとに試験の成績及び平素の成績（小テスト、レポート、課題、作品等）を総合した学年成績によって評価する。

2 学年成績は、学期ごとの成績を基に総合的に評価する。

3 学年成績は、100点法により評価し、次の区分により評語で表わす。

評語	評価（100点法）
S	90点以上
A	80点以上 90点未満
B	70点以上 80点未満
C	60点以上 70点未満
D	60点未満

4 卒業研究その他100点法で評価できない科目は、合否により評価する。

5 評価方法については、シラバスに明記する。

(履修及び単位修得の認定)

第8条 出席時数が年間授業時数の3分の2以上の科目について、当該科目を履修したものと認定する。

2 前項の規定により履修を認定され、学年成績の評価が60点以上の科目及び「合」と評価された科目については、単位を修得したものとして認定する。ただし、原学年にとどめられた場合は、この限りでない。

(特別活動の判定)

第9条 特別活動は、出席状況、活動状況等により、合否を判定する。

### 第4章 課程修了及び卒業の認定等

(学年課程修了の認定)

第10条 学年課程修了の認定は、単位修得状況、履修状況及び特別活動の出席状況等を総合的に審査し、小山工業高等専門学校判定会議（以下「判定会議」という。）の議を経て、校長が行う。

2 第1学年、第2学年及び第3学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、課程修了を認める。

- 一 必合格科目をすべて修得していること。
- 二 別に定める科目を除き、当該学年の不合格単位が5単位を超えないこと。
- 三 前学年の必修科目をすべて修得していること（ただし、第1学年を除く。）。
- 四 年間授業時数の3分の1を超えて欠課した科目がないこと。
- 五 年間授業時数の4分の1を超えて欠課した科目が4科目を超えないこと。
- 六 特別活動の判定が合格であること。

3 第4学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、課程修了を認める。

- 一 必合格科目をすべて修得していること。
- 二 別に定める科目を除き、当該学年の不合格単位が5単位を超えないこと。
- 三 前学年の必修科目をすべて修得していること。
- 四 必修科目及び必履修科目に年間授業時数の3分の1を超えて欠課した科目がないこと。

4 第5学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、課程修了を認める。

- 一 必合格科目及び必修科目をすべて修得していること。
- 二 当該学年までの累積認定単位数が167単位以上（うち一般科目について75単位以上、専門科目について82単位以上）であること。
- 三 卒業研究の評価が合格であること。
- 四 必履修科目に年間授業時数の3分の1を超えて欠課した科目がないこと。

5 前3項の要件を満たさない者で、特別な理由があると判定会議で認められた者については、判定会議で審議の上、校長が学年課程の修了を認定することができる。

6 編入学した者には、その属する学年の規定を適用する。

(原級留置)

第11条 課程修了が認定されない者は、原級留置として原学年にとどめる。

2 原学年にとどめられた者は、学則第15条の規定により、再履修免除科目を除いた原学年に係る全科目を再履修する。

3 再履修免除科目については、別に定める。

4 休学の場合を除き、引き続き2回原学年にとどまることはできない。

(再評価)

第12条 不合格科目を有し学年課程修了を認められた者に対して、当該年度の翌年に、不合格科目の再評価を行う。ただし、年間授業時数の3分の1を超えて欠課した科目の再評価は認めない。

2 前項の再評価の成績は、60点を上限とする。

3 前項で合格した当該科目の認定については、第8条の規定を準用する。

(卒業の認定)

第13条 卒業の認定は、第5学年の課程修了が認定された者について、判定会議の議を経て、校長が行う。

附 則 (平成31年2月6日制定)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規程(昭和52年4月1日制定)は廃止する。

3 平成28年度以前に電気電子創造工学科に入学した者の第5学年の課程修了に必要な累積認定単位数は、この規則第10条第4項第2号の規定にかかわらず、170単位以上(うち一般科目について75単位以上、専門科目について85単位以上)とする。ただし、学年課程の修了が認められず原学年にとどまることになった者で、この規則の施行日に電気電子創造工学科第1学年に在籍する者については、この規則を適用する。

附 則 (令和3年12月8日一部改正)

この規則は、令和4年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に入学した者に適用する。

附 則 (令和4年12月7日一部改正)

この規則は、令和5年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に入学した者に適用する。

附 則 (令和5年2月15日一部改正)

1 この規則は、令和5年2月15日から施行し、平成31年4月1日以降に入学した者に適用する。

2 附則(令和4年12月7日一部改正)中「令和5年4月1日から施行」とあるのは「令和5年2月15日から施行」とする。

3 改正後の第8条第1項及び第2項並びに第10条第3項第4号及び同条第4項の規定は、令和5年4月1日から適用し、令和5年3月31日以前については、令和4年12月7日一部改正前の旧小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則の第8条並びに第10条第3項第4号及び同条第4項の規定の例による。